

葛飾ピラ配付事件に関する会長声明

本年11月30日、最高裁判所第二小法廷は、東京都葛飾区内のマンションで政党の政治的意見等を記載したピラを配布していた行為が住居侵入罪にあたるとして有罪判決を下した東京高等裁判所判決に対する上告事件について、被告人の上告を棄却する判決を言い渡した。

ピラの配布は市民が意見を表明する重要な手段の一つであり、それを警察、検察及び裁判所が過度に制約することは、民主主義の死命を制する重要な人権である表現の自由に対する重大な危機である。したがって裁判所は、「憲法の番人」として市民の表現の自由に対する規制が必要最小限であるかについて厳格に審査をしなければならない。このことは憲法解釈上自明であり、日本弁護士連合会も本年11月6日に開催した人権擁護大会において「表現の自由を確立する宣言」として採択し確認しているところである。

しかるに今回の判決は、被告人がマンションの共用部分の廊下から各室のドアポストにピラを投函した行為につき、マンションの管理組合の意思に反する立ち入りであるとした上で、そのことをもってその行為はそこで私生活を営む者の私生活の平穏をも害するものであり、他方、政治的表現行為の保障の必要性については特段の衡量をせず被告人を有罪とした。しかも本件の被告人は今回のピラ投函によって23日間の身柄拘束まで受けているのであり、被告人にもたらされたこのような不利益をも併せ考え

ると、この判決は今後の市民の表現行為を著しく萎縮させるものといわざるを得ない。

国際人権(自由権)規約委員会は、2008年10月、「政府に対する批判的な内容のピラを私人の郵便受けに配布したことに対して、住居侵入罪もしくは国家公務員法に基づいて、政治活動家や公務員が逮捕され、起訴されたという報告に懸念を有する」旨の表明をし、日本政府に対し、「表現の自由に対するあらゆる不合理な制限を撤廃すべきである」と勧告した。

今回の最高裁判決は、日本の表現の自由の保障の現状がこのように国際的にも強い批判を受けている中で出されたものであり、その問題性は極めて大きい。

もとより市民の私生活の平穏は重要な保護法益であるが、裁判所は、刑事処罰の適否を検討するにあたっては、市民の重要な意見表明の手段であるピラ配布の憲法上の意義を十分に踏まえ、厳格に審査を行うべきである。

当会は、最高裁に対し、ピラ配布を含む表現の自由の重要性に十分配慮し、国際的な批判にも耐えうる厳密な利益衡量に基づく判断を示すことで「憲法の番人」としての役割を果たすよう強く要望する次第である。

2009(平成21)年12月1日
東京弁護士会会長 山岸憲司

民法(債権法)改正に関する法制審議会での審議にむけての会長声明

法務大臣は、10月28日に開催された法制審議会に、民法(債権法)の抜本的改正を諮問し、法制審議会は、さる11月24日に民法(債権法関係)部会の第1回会議を開催した。

民法典のうち、財産法に関する部分は、明治31年の民法典の施行以来、平成16年に全面的に現代語化された以外は、部分的な改正はあったものの、全面的な改正はなされていない。民法施行当時から現在までの社会、経済情勢の変動や、その後の判例法理の集積等に鑑みると、今日、民法改正を行う必要性は否定できない。

しかしながら、いうまでもなく、民法は、わが国の私法の基本法であり、重要なインフラストラクチャの一つであって、その改正は、一人ひとりの国民の生活に極めて大きな影響を及ぼすものである。したがって、民法(債権法)の改正は、実際に民法(債権法)によって規律され、また、これを利用する国民のために行われなければならない。そのため、改正がなされた場合の国民生活に与える影響という実際の観点からの検討が極めて重要であり、早い段階から国民各層の意思が反映されるような措置を講じる必要がある。

法制審議会の民法(債権法関係)部会には、国民各層から委員及び幹事が選任されているとはいえ、限られた人数の委員及び幹事を通じて、国民各層の意見を法制審議会で

の議論に反映させるためには、適時適切な情報開示と十分な審議のために特段の配慮が必要である。

以上を踏まえ、当会は、法務省に対し、民法(債権法)改正にあたって、その重要性に十分に配慮し、以下のとおり、広く国民各層の意思が反映されるための万全の措置を講じることを求めるものである。

1. 民法(債権法関係)部会での議論の叩き台となっている原案の公表。
2. 民法(債権法関係)部会での議論の状況及び配付資料等の適時の開示。
3. いわゆるパブリックコメントの募集回数を1回に限ることなく、また、パブリックコメント募集に当っては十分な期間を取ること。

当会は、弁護士が民法と国民を橋渡しするものとしての地位にあることに鑑み、真に国民のためになる民法(債権法)改正が実現されるよう、これまでの研究者による各種学術的研究成果を十分に踏まえつつ、実務法曹として積極的な提言を行っていく所存である。

以上のとおり声明する。

2009(平成21)年12月4日
東京弁護士会会長 山岸憲司